

2025 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 伊 澤 タ オ ル 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 澤 正 司
(コード番号 : 365A 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 三 好 拓 人
TEL. 03-3476-1162

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 3,750,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
虎ノ門ヒルズ森タワー24 階 (ジャフコ グループ株式会社内)
ジャフコ S V 6 投資事業有限責任組合 3,000,000 株

東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
虎ノ門ヒルズ森タワー24 階 (ジャフコ グループ株式会社内)
ジャフコ S V 6 - S 投資事業有限責任組合 750,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定 (今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 6 月 11 日 (水) (以下、「売出価格決定日」という。) に引受価額 (売出人が引受人より 1 株あたりの買取金額として受け取る金額) と同時に決定する。) |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとし、三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社、株式会社 S B I 証券、S M B C 日興証券株式会社、野村証券株式会社、アイザワ証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、東海東京証券株式会社及び松井証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受けさせる。
なお、本売出株式の一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額) との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 2025 年 6 月 12 日 (木) から
2025 年 6 月 17 日 (火) まで |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

ご注意 : この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」 (並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 20 日 (金)
- (9) 売出株式の払込金額及びその他本株式売出しに関して取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 562,500 株
なお、売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 562,500 株 (上限)
- (3) 売 出 価 格 未 定 (売出価格決定日に決定される予定)
なお、上記 1. における引受人の買取引受による売出しの売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 上記 1. における引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる当該売出しの需要状況を勘案の上、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、本オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行われない場合がある。
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における引受人の買取引受による売出しの申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における引受人の買取引受による売出しの株式受渡期日と同一とする。
- (8) 上記 1. の売出株式数が増減される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限については、変更後における 1. の売出株式数の 15%となる数 (100 株未満切り捨て) に読み替える。
- (9) 前記各号を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関して取締役会の承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 上記 1. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご 参 考]

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 3,750,000 株
②オーバーアロットメントによる売出し (*)
当社普通株式 上限 562,500 株
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 6 月 4 日 (水) から
2025 年 6 月 10 日 (火) まで
- (3) 売 出 価 格 決 定 日 2025 年 6 月 11 日 (水)
(売出価格は、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動
リスク等を総合的に勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025 年 6 月 12 日 (木) から
2025 年 6 月 17 日 (火) まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 20 日 (金)
(上場 (売買開始) 日)

(注) 上記 (1) に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に対して販売されることがあります。

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6-S投資事業有限責任組合 (以下「貸株人」という。) より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、562,500 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利 (以下、「グリーンシュエーション」という。) を、2025 年 7 月 17 日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場 (売買開始) 日から 2025 年 7 月 17 日までの間、貸株人から借受ける株式の返却を目的として、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益配分と持続的成長による企業価値向上を経営の最重要課題と認識しております。利益還元につきましては、資本政策における重要項目であるとの認識の下、運転資

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

金、将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮し、のれん償却前当期純利益に対する配当性向 50%を目安として配当を実施する考えであります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大のための採用強化、知名度向上のための企業ブランド強化、新規製品創出のための研究開発投資資金等に充当し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)のとおり、のれん償却前当期純利益に対する配当性向 50%を目安として配当を実施する考えであります。また、為替変動等の外部要因によってのれん償却前当期純利益は変動する可能性はございますが、これら影響を考慮した上で、安定的な配当の実施を目指してまいります。

なお、当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。また、期末配当のほか、中間配当及び臨時配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	2023 年 2 月期	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期
1 株当たり当期純利益	24,389.67 円	110.31 円	57.85 円
1 株当たり配当額	—	65,230.45 円	39.00 円
配当性向	—	59.1%	67.4%
自己資本当期純利益率	8.9%	32.4%	14.8%
純資産配当率	—	16.49%	10.05%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 2023 年 2 月期については、1 株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 1 株当たり中間配当額については、中間配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、2024 年 9 月 30 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を行いました。が、2024 年 2 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
- なお、2023 年 2 月期の数値については、三優監査法人による監査を受けておりません。
6. 上記 5. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2023 年 2 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、2023 年 2 月期の数値（1 株当たり配当額については 2025 年 2 月期を除く全ての数値）については、三優監査法人による監査を受けておりません。

	2023年 2 月期	2024年 2 月期	2025年 2 月期
1 株当たり当期純利益	24.39円	110.31円	57.85円
1 株当たり配当額	—円	65.23円	39.00円

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6－S投資事業有限責任組合並びに当社の株主である伊澤キャピタルパートナーズ合同会社は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の日（2025年12月16日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び株式会社SBI証券（以下「共同主幹事会社」という）の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。また、当社の新株予約権を保有する國元恵子、甬天和宏、三好拓人、藤田有香は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。